

外部評価委員会の運営方針

1 4年間の進め方

外部評価委員会の主要な所掌事務は、外部評価の実施です。

外部評価 ⇒ 「区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証すること」
(新宿区外部評価委員会条例第2条(2))

●その対象は：

- ①個別目標（毎年評価しない。第一次実行計画最終年度にあたる平成24年度は評価対象とする。）
- ②計画事業（平成24年度は第一次実行計画事業、
平成25年度以降は第二次実行計画事業）
- ③経常事業（平成24年度から評価の本格実施スタート。
毎年違う事業を評価し、内部評価は4年間でひとつおりの経常事業を評価。外部評価は内部評価された事業のうち抽出して評価。）

●何に基づいて評価するのか：

- ・内部評価の内容を評価する。（内部評価シートの記載内容をもとに評価）
- ・内部評価の記載事項に疑問点がある場合や、補足する資料が必要な場合は、ヒアリングや視察、資料請求を行い、その結果を踏まえて評価。

●どのような評価をするのか：

- ・区の実施した内部評価が妥当かどうかの評価を行う。
- ・事業の要・不要や事業目的の評価は行わないが、事業に対する委員会としての意見については、報告書の中で意見として記載する。

24年度

個別目標の評価：第一次実行計画（平成20年度～23年度）の最終年度（23年度）にあたっての評価。（25事業）
（個別目標は毎年実施せず、節目の年度で評価。）

計画事業の評価：第一次実行計画（平成20年度～23年度）の最終年度（23年度）分の評価。（約120事業）
第一次実行計画全体を通した振り返り評価を行い、評価を今後の事業実施に反映させます。
基本的に実行計画事業全件の評価を行います。

経常事業の評価：23年度の試行を踏まえ新たに始めます。
経常事業は数が多く、4年間でひとつおりの評価をしますが、外部評価は内部評価事業の中から抽出して評価対象とします。
（内部評価は約80事業、外部評価はそこから抽出評価。）

【評価の際の留意点】

- ・前年度(まで)の評価内容(外部評価の指摘事項、内部・外部評価を踏まえた区の判断)
- ・ヒアリング等の質問と所管部署の対応
- ・外部評価結果に対する区の対応、予算編成や次の計画への反映状況(次年度以降)

25 年度

26 年度

計画事業の評価：第二次実行計画初年度の実施内容の評価。

前年度の結果を踏まえて年度当初に評価方針を決定していただきます。

経常事業の評価：経常事業は1事業あたり4年間で1回評価することとしているため、毎年違う事業を評価することとなります。

評価対象事業数は、24年度より増える見込みです。

計画・経常事業ともに前年度の経験を活かして外部評価を行っていただきます。

27 年度

計画事業の評価：第三次実行計画(平成28年度～29年度)策定の年であるため、計画策定に反映させることを視野に、原則全件評価を行います。

経常事業の評価：4年間でひととおりの評価をすることとしているため、この年度で最終年度となります。

個別目標の評価を内部評価で実施する場合は、外部評価においても評価することとなります。

2 部会の設置

委員会に部会をおくことができると規定されており、分野に応じた3つの部会を設置してきました。効率的な評価のため、これを引き継ぐことを想定しています。

第1部会 まちづくり、環境、みどり

第2部会 福祉、子育て、教育、暮らし

第3部会 自治、コミュニティ、文化、観光、産業

3 委員会の運営方法

24年度は、次の運営方法を想定しています。

①開催回数

月1回～4回(～10月) ※この他に、2月又は3月に1回

②審議時間

原則として平日の昼間の開催、2時間～2時間30分程度

(審議内容や日程調整の都合上、時間の延長や夕方からの開催も想定あり)

※運営していく中で、より効率的な方法を目指していきます。